

資 料 編

大分市**緑**の基本計画

市民の緑に対する意識調査

(1) 調査概要

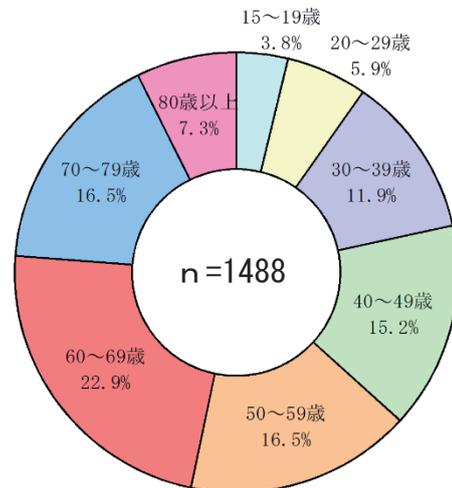
調査概要は41～42ページの通りです。

(2) アンケート結果 (nは回答数を示します)

① あなた自身について

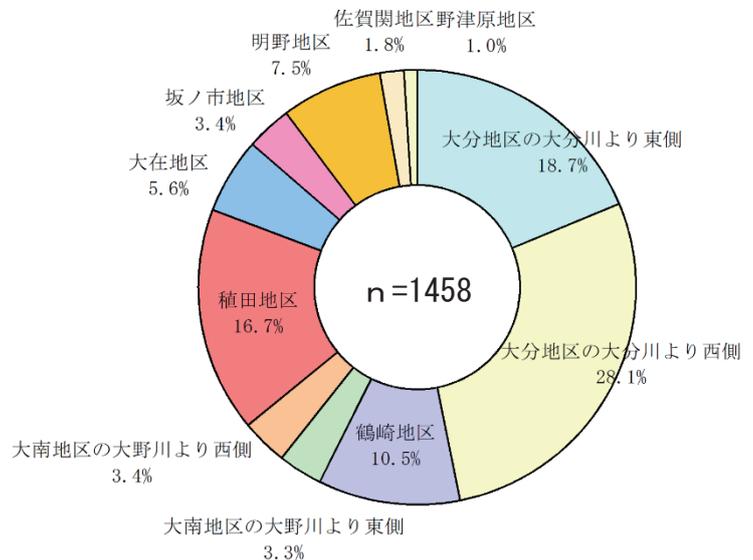
① 年齢

年齢は、60～69歳が最も多く、全体的に高齢者の回答者が多くなっています。



② お住まいの地区

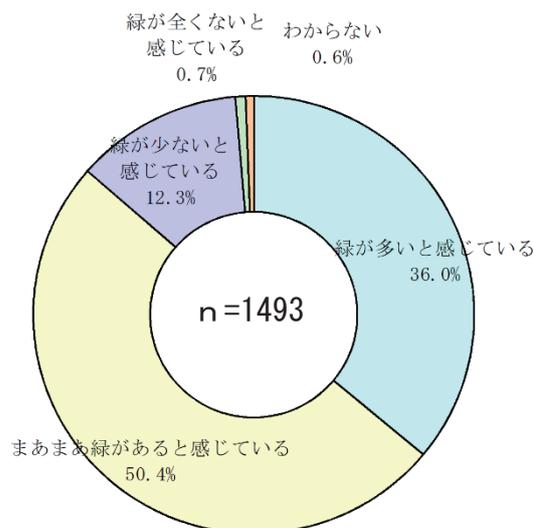
居住地区別では、大分地区、植田地区の回答者が多くなっています。



② 大分市の緑の現状について

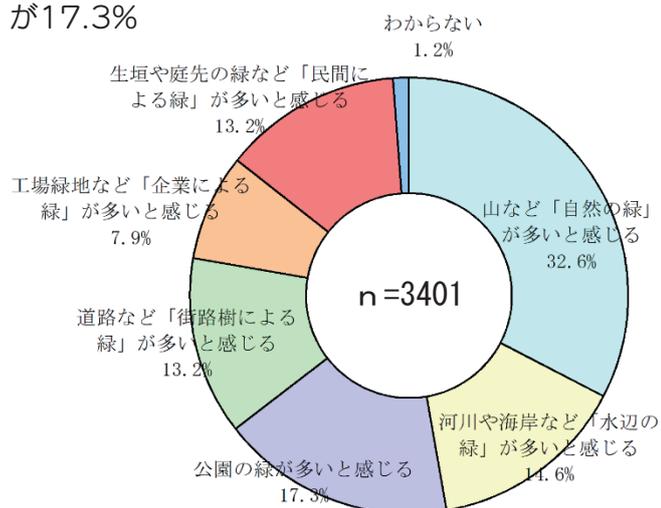
1) 今のお住まいの「周りの緑」についてどのように感じますか。

「まあまあ緑があると感じている」が50.4%と最も多く、「緑が多いと感じている」と合わせると86.4%と多くなっています。



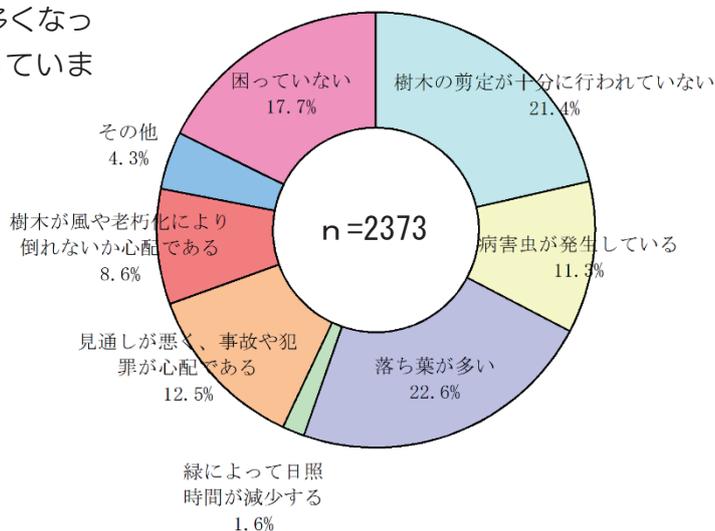
2) 大分市の「緑の特徴」をどのように思いますか。

「山など「自然の緑」が多いと感じる」が32.6%と最も多く、次いで「公園の緑が多いと感じる」が17.3%となっています。



3) 身近な緑について、困っていることを教えてください。

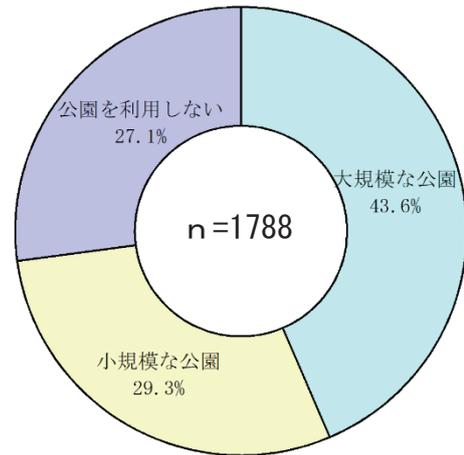
「落ち葉が多い」が22.6%と最も多く、次いで「樹木の剪定が十分に行われていない」が21.4%と多くなっています。「困っていない」は17.7%となっています。



③ 大分市の公園について

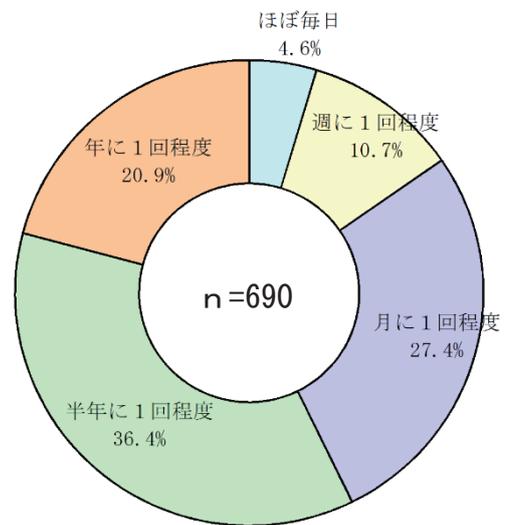
1) 普段利用する公園はどのような公園ですか。

「大規模な公園」が43.6%と最も多くなっています。



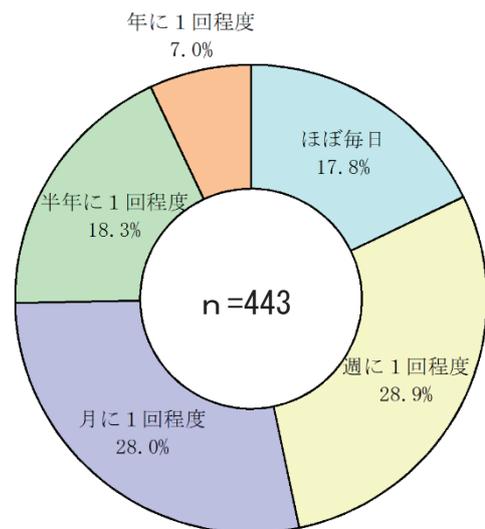
①大規模な公園の頻度について

「半年に1回程度」が36.4%と最も多く、次いで「月に1回程度」が27.4%となっています。



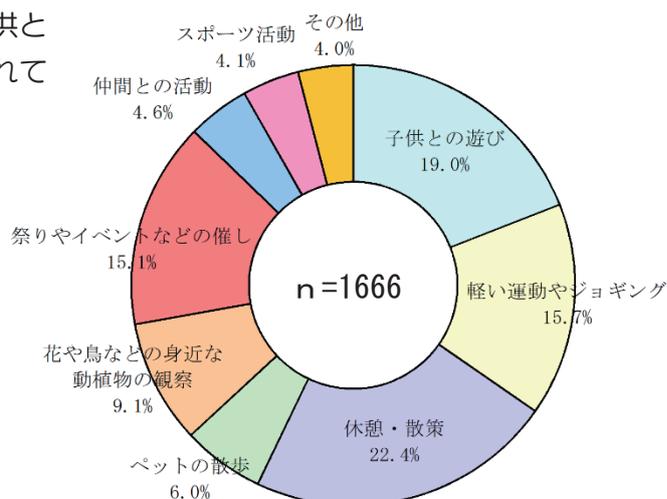
②小規模な公園の頻度について

「週に1回程度」が28.9%、「月に1回程度」が28.0%であった。月1回以上の利用は74.7%と多くなっています。



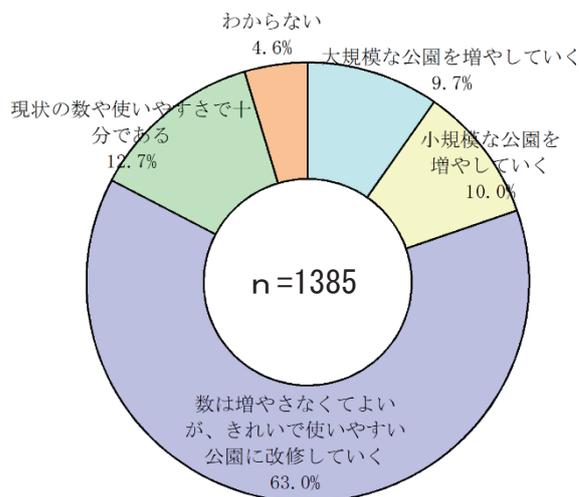
2) 公園で主にどのようなことをされますか。

「休憩・散策」が22.4%と最も多く、次いで「子供との遊び」が19.0%であるなど、様々な活動が行われています。



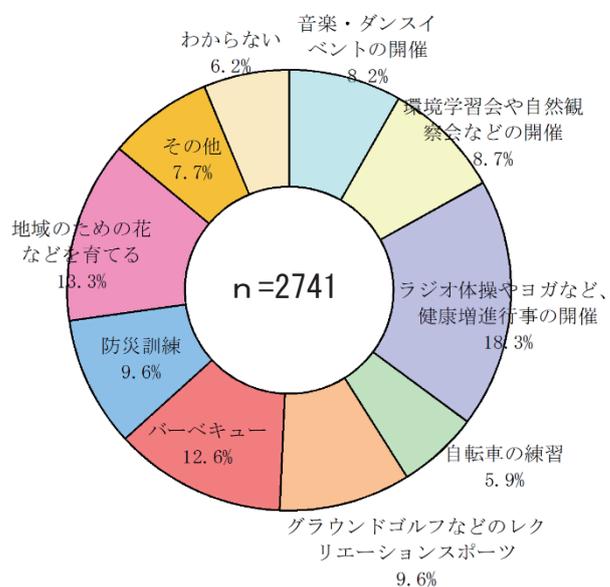
3) 大分市の「公園の整備」についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。

「数は増やさなくてよいが、きれいで使いやすい公園に改修していく」が63.0%と最も多くなっています。



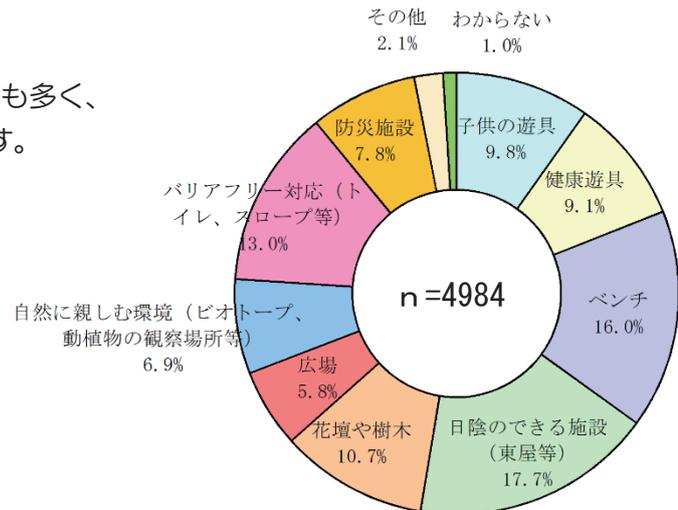
4) あなたは公園でどのようなことをしたいですか。また、どんなことができれば良いと思いますか。

「ラジオ体操やヨガなど、健康増進行事の開催」が18.3%と最も多くなっています。



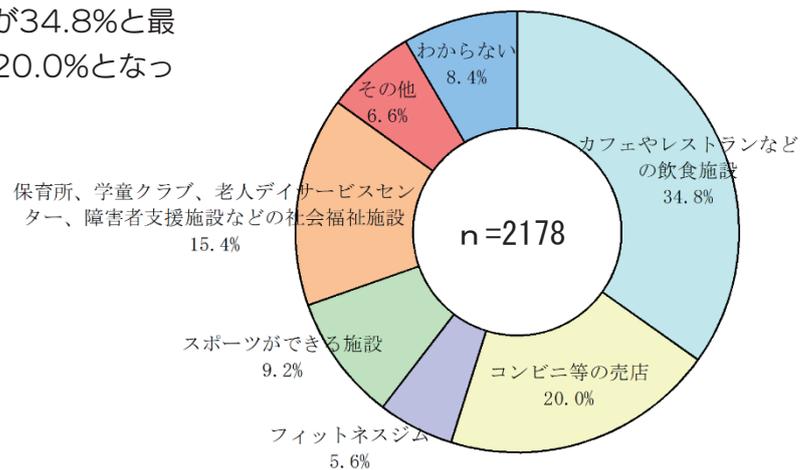
5) 大規模な公園に設置してほしい施設を教えてください。

「日陰のできる施設（東屋等）」が17.7%と最も多く、次いで「ベンチ」が16.0%と多くなっています。



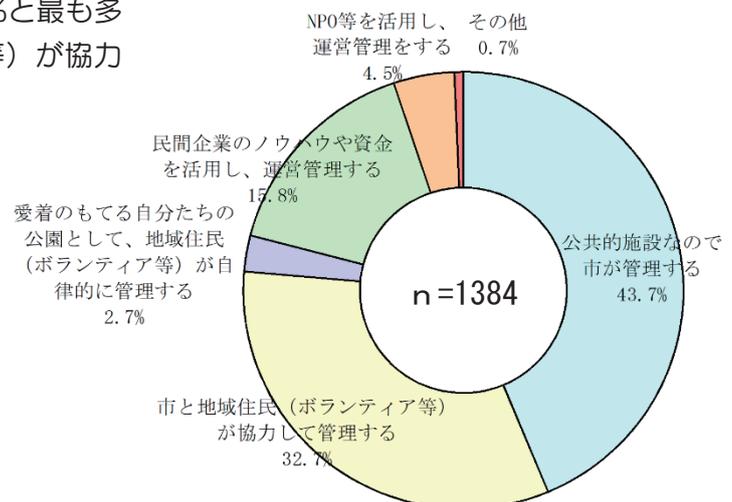
6) 大規模な公園の魅力の向上、活性化のため、今後、どのような施設を整備していくことが望ましいと思いますか。

「カフェやレストランなどの飲食施設」が34.8%と最も多く、次いで「コンビニ等の売店」が20.0%となっています。



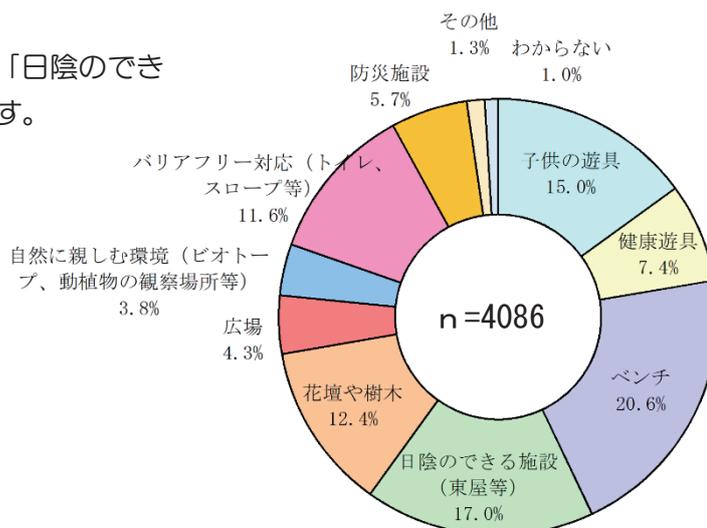
7) 大規模な公園の運営・管理について、あなたの考えはどれですか。

「公共的施設なので市が管理する」が43.7%と最も多く、次いで「市と地域住民（ボランティア等）が協力して管理する」が32.7%となっています。



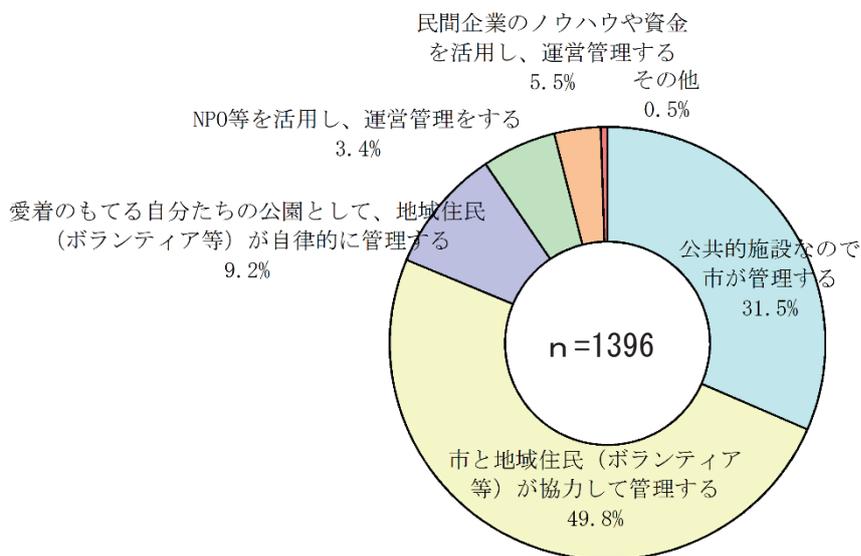
8) 小規模な公園に設置してほしい施設を教えてください。

「ベンチ」が20.6%と最も多く、次いで「日陰のできる施設（東屋等）」が17.0%となっています。



9) 小規模な公園の運営・管理について、あなたの考えはどれですか。

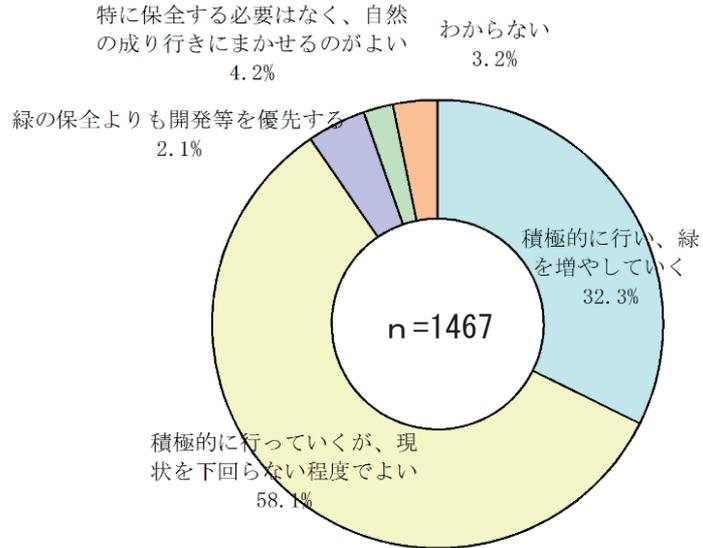
「市と地域住民（ボランティア等）が協力して管理する」が49.8%と最も多く、次いで「公共的施設なので市が管理する」が31.5%となっています。



④ 大分市の緑の将来像について

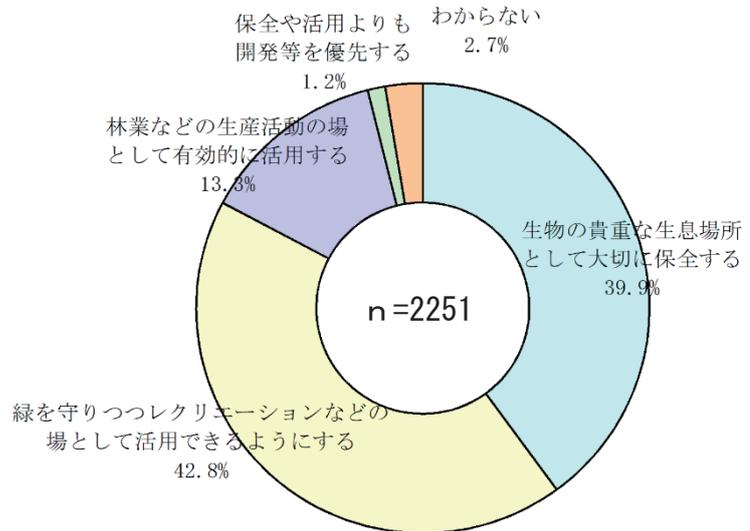
1) 大分市の「緑の保全」についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。

「積極的に行っていくが、現状を下回らない程度でよい」が58.1%と最も多く、次いで「積極的に行い、緑を増やしていく」が32.3%となっています。



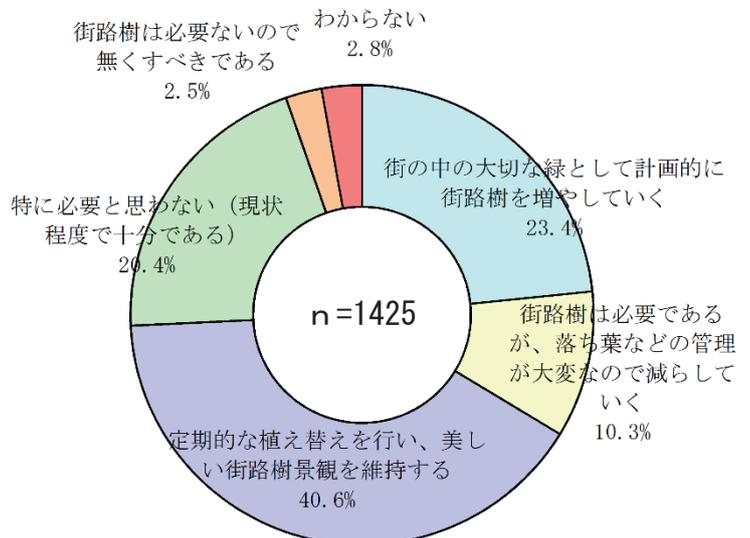
2) あなたは、大分市の森林についてどのように思いますか。

「緑を守りつつレクリエーションなどの場として活用できるようにする」が42.8%と最も多く、次いで「生物の貴重な生息場所として大切に保全する」が39.9%となっています。



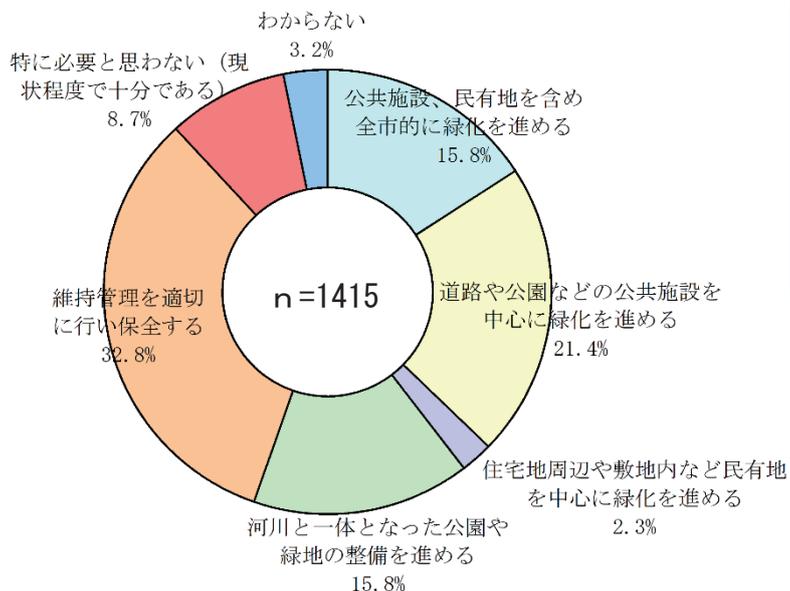
3) 大分市の「街路樹」についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。

「定期的な植え替えを行い、美しい街路樹景観を維持する」が40.6%と最も多くなっています。



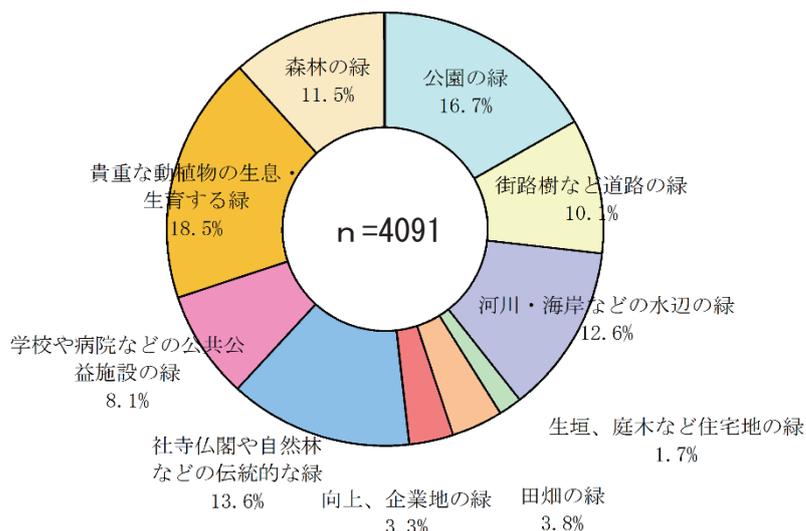
4) 「市街地の緑化」についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。

「維持管理を適切に行い保全する」が32.8%と最も多く、次いで「道路や公園などの公共施設を中心に緑化を進める」が21.4%となっています。



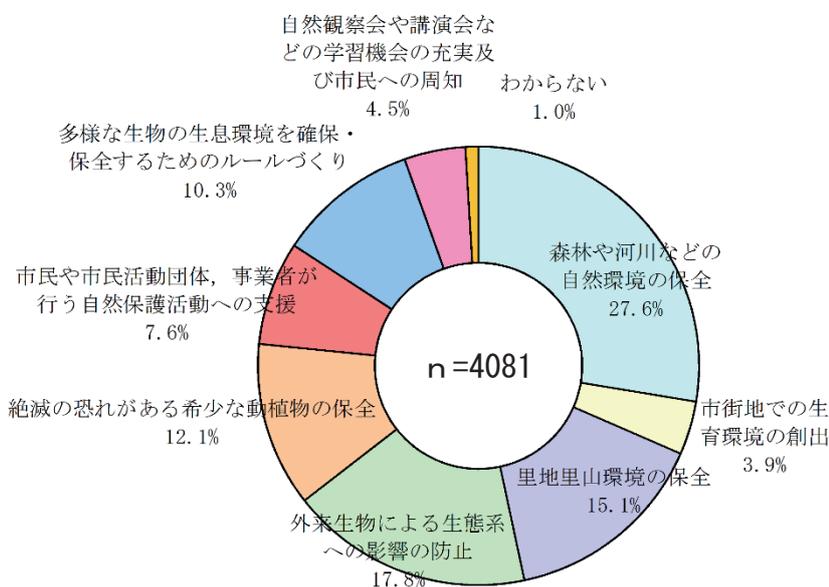
5) 特に守り育てる必要があるものはどのような緑だと思いますか。

「貴重な動植物の生息・生育する緑」が18.5%と最も多く、次いで「公園の緑」が16.7%となっています。



6) 多様な生物の生息環境を確保するために、どのような取り組みを進めることが望ましいと思いますか。

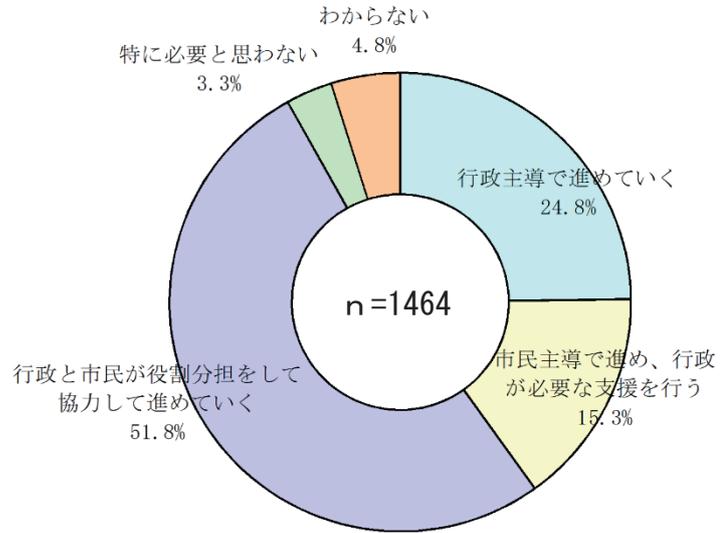
「森林や河川などの自然環境の保全」は27.6%と最も多く、「外来生物による生態系への影響の防止」17.8%、「里地里山環境の保全」15.1%の順に多くなっています。



⑤ 大分市の緑を増やしていくための推進体制や、緑の管理について

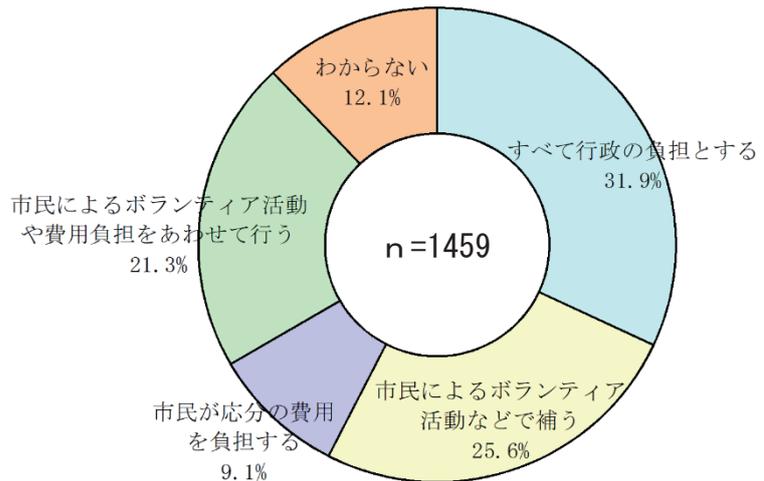
1) 「緑化の推進」はどのようにして進めるのが望ましいと思いますか。

「行政と市民が役割分担をして協力して進めていく」が51.8%と最も多く、次いで「行政主導で進めていく」が24.8%となっています。



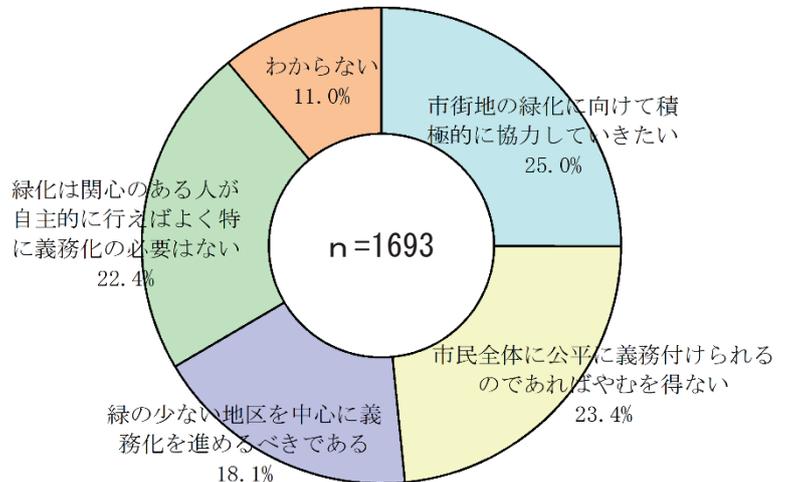
2) 緑の管理にかかる費用の増大に対してどのように対処するのが望ましいと思いますか。

「すべて行政の負担とする」が31.9%と最も多く、「市民によるボランティア活動などで補う」が25.6%となっています。



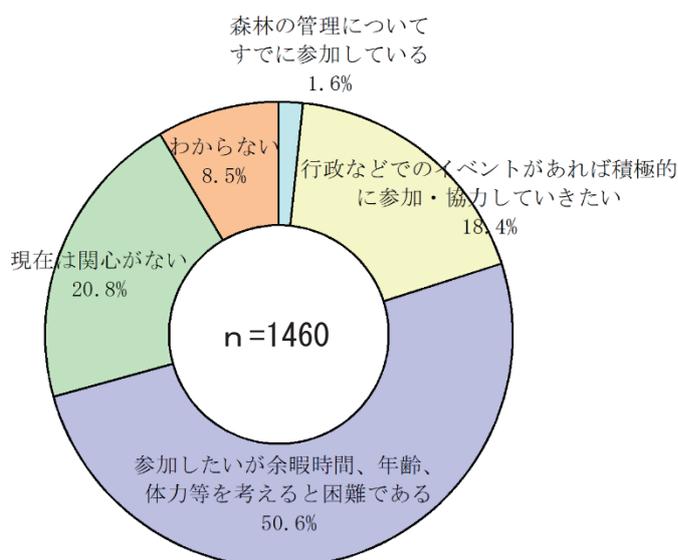
3) 市街地における緑化の義務化についてどのように思いますか。

「市街地の緑化に向けて積極的に協力していきたい」が25.0%、「市民全体に公平に義務付けられるのであればやむを得ない」が23.4%、「緑化は関心のある人が自主的に行えばよく特に義務化の必要はない」は22.4%となっています。義務化については意見が分かれています。



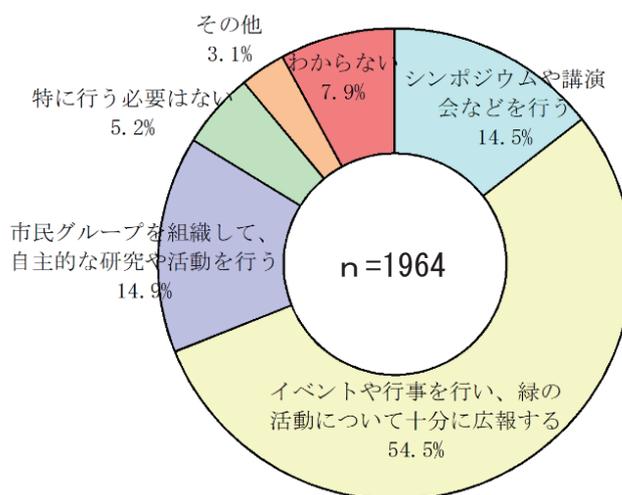
4) 里地里山などを管理する森林ボランティアへの参加についてどのように思いますか。

「参加したいが余暇時間、年齢、体力等を考えると困難である」が50.6%と最も多くなっています。「行政などでのイベントがあれば積極的に参加・協力していきたい」は18.4%となっています。



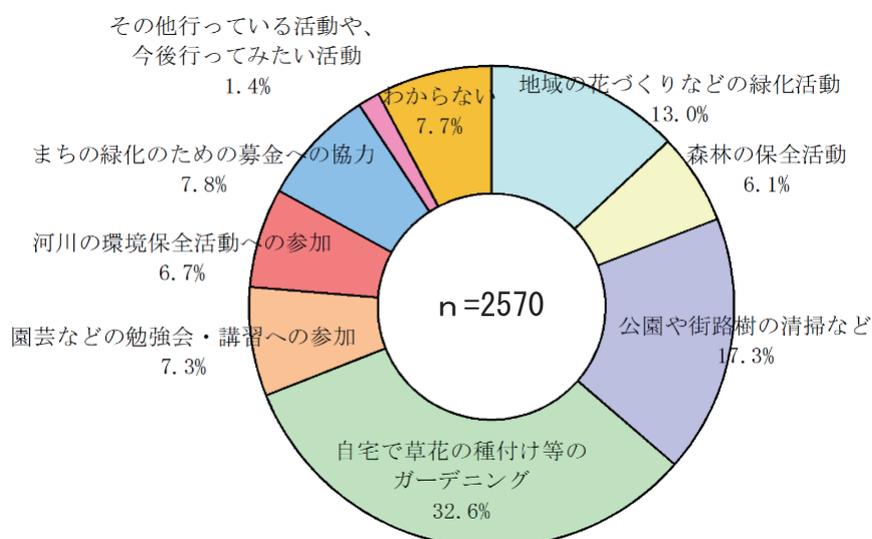
5) 緑に関する関心や活動を広げていくには、どのような取り組みを行っていくことが必要だと思いますか。

「イベントや行事を行い、緑の活動について十分に広報する」が54.5%と最も多くなっています。



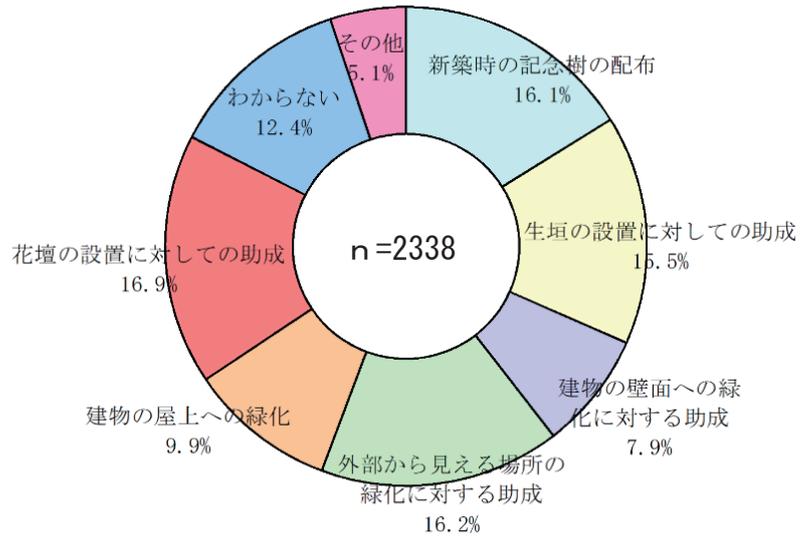
6) あなたと緑の関わりについて、あなたが現在やっていること、または今はやっていないが、これからやりたいことはありますか。

「自宅で草花の植付け等のガーデニング」が32.6%と最も多くなっています。



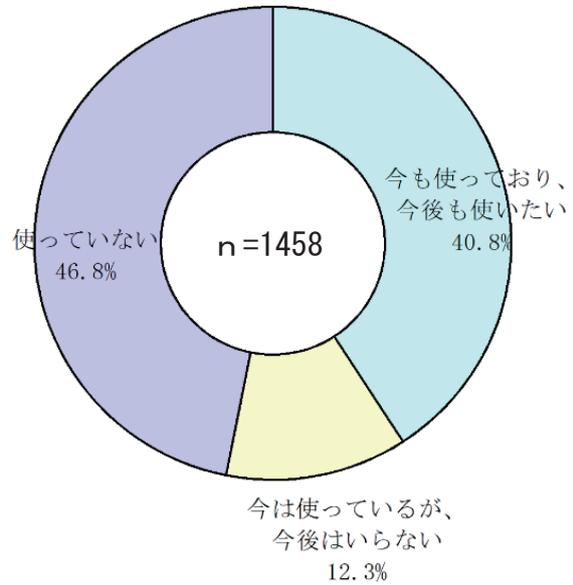
7) 住宅地等の緑化を進めるために、
どのような助成制度が必要だと思いますか。

「花壇の設置に対する助成」が16.9%、「外部から見える場所の緑化に対する助成」は16.2%、「新築時の記念樹の配布」は16.1%となっています。特定の助成への関心が高いという傾向はみられませんでした。



8) 門松カードを毎年配布しております。門松カードを使用していますか。

「使っていない」が46.8%と最も多く、「今も使っており、今後も使いたい」が40.8%となっています。



⑥ 大分市の公園や緑全般に対するあなたのご意見をお書きください。

- ・緑の自然多い大分が大好きです。維持して美しい大分にしてほしいです。
- ・緑がとても多いと思います。散歩するときも、ほどよい木陰と青々とした樹木・花など、本当にきれいだと思います。
- ・大分は緑が多くて、自然が多いと感じています。一方で、街路樹が大きくなりすぎて、剪定が十分でなく不安を感じる場所も多々見受けられます（道路標識が見えなくなるなど）。定期点検するにしても（点検箇所が多く難しいかもしれませんが）、剪定するにしても、少し回数を増やしてもらいたいです。
- ・新設された公園等はきれいにされているが、月日が経つと放置されたような感じになっている。お金をかけて新しい公園をつくるよりも、今ある公園などの整備をするべきだと思います。
- ・緑に関しては、家庭での木の伸びが放置されている所もあり、見通しの悪い所が少し気になります。あとは特にはないです。私も、緑保全活動に参加してみたいです。
- ・大分市は緑が多いと思いますが、公園や土手、街路樹などの草刈りや剪定は大変ご苦労なこととおもっています。美しい景観を維持するためには、行政任せではなく、市民もできる範囲で協力できたら良いと思います。
- ・街路樹は、冬に葉の散らない常緑樹が望ましいのでは。
- ・スポーツなどできる公園はありますが、とても遊具が少ない。小さな公園も遊具が少なく、壊れていてもすぐに修理にきてくれない。もっと子供の遊び場を増してほしい。
- ・七瀬川自然公園や佐野植物公園のような自然が多く、広場のある大きな公園がもっとできたらと思います。
- ・大分市は、緑化に対する対策などは、とてもよく考えてくれていると思いますので、市民としては、もっと色々な行事に参加していこうと思います。
- ・都市化による高温が近年目立っており、対策が必要です。そのうち都市の緑化も有効な手段であり、行政が積極的に進めることが望まれます。
- ・幹線道路への並木の植樹は大いに進めて頂きたいと感じていますが、同時に剪定等の保守や、自動車運転時の路外施設からの見通しなどにも心を配る必要があると思います。里山や河川保全のためのボランティアには、多くの市民が関心を持っているのではないのでしょうか。

などの意見が635通ありました。

(3) アンケート用紙

以下によりアンケート調査を実施しました。

1 最初に、あなたご自身についておたずねします。

(1) あなたの年齢 (該当するものに1つ○印をつけてください)

- ① 15～19歳 ② 20～29歳 ③ 30～39歳 ④ 40～49歳
⑤ 50～59歳 ⑥ 60～69歳 ⑦ 70～79歳 ⑧ 80歳以上

(2) あなたがお住まいの地区 (該当するものに1つ○印をつけてください)

- ① 大分地区の大分川より東側 ② 大分地区の大分川より西側 ③ 鶴崎地区
④ 大南地区の大野川より東側 ⑤ 大南地区の大野川より西側 ⑥ 植田地区
⑦ 大在地区 ⑧ 坂ノ市地区 ⑨ 明野地区 ⑩ 佐賀関地区 ⑪ 野津原地区

2 大分市の緑の現状についておたずねします。

(1) あなたは、今のお住まいの「周りの緑」についてどのように感じますか。
(該当するものに1つ○印をつけてください)

- ① 緑が多いと感じている ② まあまあ緑があると感じている
③ 緑が少ないと感じている ④ 緑が全くないと感じている ⑤ わからない

(2) あなたは、大分市の「緑の特徴」をどのように思いますか。
(該当するものにすべて○印をつけてください)

- ① 山など「自然の緑」が多いと感じる
② 河川や海岸など「水辺の緑」が多いと感じる
③ 公園の緑が多いと感じる
④ 道路など「街路樹による緑」が多いと感じる
⑤ 工場緑地など「企業による緑」が多いと感じる
⑥ 生垣いけがきや庭先の緑など「民間による緑」が多いと感じる
⑦ わからない



市街地の緑



道路の街路樹

(3) 身近な緑について、困っていることを教えてください。

(該当するものにすべて○印をつけてください)

- ① 樹木の剪定が十分に行われていない
- ② 病害虫が発生する
- ③ 落ち葉が多い
- ④ 緑によって日照時間が減少する
- ⑤ 見通しが悪く、事故や犯罪が心配である
- ⑥ 樹木が風や老朽化により倒れないか心配である
- ⑦ その他 (_____)
- ⑧ 困っていない

3 大分市の公園についておたずねします。

(1) 普段利用する公園はどのような公園ですか。(該当するものにすべて○印をつけてください。具体的な公園名がわかる方はご記入をお願いいたします。)

- ① 大規模な公園 (七瀬川自然公園、平和市民公園、佐野植物公園等)
具体的な公園名 (_____)
頻度 (ほぼ毎日 週に1回程度 月に1回程度 半年に1回程度 年に1回程度)
- ② 小規模な公園
具体的な公園名 (_____)
頻度 (ほぼ毎日 週に1回程度 月に1回程度 半年に1回程度 年に1回程度)
- ③ 公園を利用しない (③と答えた方は(3)へお進みください)

(2) 公園で主にどのようなことをされますか。(該当するものにすべて○印をつけてください)

- ① 子供との遊び
- ② 軽い運動やジョギング
- ③ 休憩・散策
- ④ ペットの散歩
- ⑤ 花や鳥などの身近な動植物の観察
- ⑥ 祭りやイベントなどの催し
- ⑦ 仲間との活動
- ⑧ スポーツ活動
- ⑨ その他 (_____)

(3) 大分市の「公園の整備」についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- ① 大規模な公園を増やしていく
- ② 小規模な公園を増やしていく
- ③ 数は増やさなくてよいが、きれいで使いやすい公園に改修していく
- ④ 現状の数や使いやすさで十分である
- ⑤ わからない

(4) あなたは公園でどんなことをしたいですか。また、どんなことができれば良いと思いますか。
(該当するものにすべて○印をつけてください)

- ① 音楽・ダンスイベントの開催 ② 環境学習会や自然観察会などの開催
 ③ ラジオ体操やヨガなど、健康増進行事の開催 ④ 自転車の練習
 ⑤ グラウンドゴルフなどのレクリエーションスポーツ ⑥ バーベキュー
 ⑦ 防災訓練 ⑧ 地域のための花などを育てる
 ⑨ その他 (_____)
 ⑩ わからない

設問(5)～(7)は大規模な公園についてお聞きします。

(5) 大規模な公園に設置してほしい施設を教えてください。
(該当するものにすべて○印をつけてください)

- ① 子供の遊具 ② 健康遊具
 ③ ベンチ ④ 日陰のできる施設(東屋等)
 ⑤ 花壇や樹木 ⑥ 広場
 ⑦ 自然に親しむ環境(ビオトープ、動植物の観察場所等)
 ⑧ バリアフリー対応の施設(トイレ、スロープ等) ⑨ 防災施設
 ⑩ その他 (_____) ⑪ わからない

(6) 大規模な公園の魅力の向上、活性化のため、今後、どのような施設を整備していくことが望ましいと思いますか。(該当するものにすべて○印をつけてください)

- ① カフェやレストランなどの飲食施設 ② コンビニ等の売店
 ③ フィットネスジム
 ④ スポーツができる施設(施設名 _____)
 ⑤ 保育所、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設などの社会福祉施設
 ⑥ その他 (_____) ⑦ わからない



七瀬川自然公園



田ノ浦ビーチ

(7) 大規模な公園の運営・管理について、あなたの考えはどれですか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください)

- ① 公共的施設なので市が管理する
- ② 市と地域住民（ボランティア等）が協力して管理する
- ③ 愛着のもてる自分たちの公園として、地域住民（ボランティア等）が自律的に管理する
- ④ 民間企業のノウハウや資金を活用し、運営管理する
- ⑤ NPO等を活用し、運営管理する
- ⑥ その他（_____）

設問（8）～（9）は小規模な公園についてお聞きします。

(8) 小規模な公園に設置してほしい施設を教えてください。

(該当するものにすべて〇印をつけてください)

- ① 子供の遊具
- ② 健康遊具
- ③ ベンチ
- ④ 日陰のできる施設（東屋等）
- ⑤ 花壇や樹木
- ⑥ 広場
- ⑦ 自然に親しむ環境（ピオトープ、動植物の観察場所等）
- ⑧ バリアフリー対応の施設（トイレ、スロープ等）
- ⑨ 防災施設
- ⑩ その他（_____）
- ⑪ わからない

(9) 小規模な公園の運営・管理について、あなたの考えはどれですか。

(該当するものに1つ〇印をつけてください)

- ① 公共的施設なので市が管理する
- ② 市と地域住民（ボランティア等）が協力して管理する
- ③ 愛着のもてる自分たちの公園として、地域住民（ボランティア等）が自律的に管理する
- ④ 民間企業のノウハウや資金を活用し、運営管理する
- ⑤ NPO等を活用し、運営管理する
- ⑥ その他（_____）

4 大分市の緑の将来像についておたずねします。

(1) 大分市の「緑の保全」についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。
(該当するものに1つ〇印をつけてください)

- ① 積極的に行い、緑を増やしていく
- ② 積極的に行っていくが、現状を下回らない程度でよい
- ③ 特に保全する必要はなく、自然の成り行きにまかせるのがよい
- ④ 緑の保全よりも開発等を優先する
- ⑤ わからない

(2) あなたは、大分市の森林についてどのように思いますか。
(該当するものにすべて〇印をつけてください)

- ① 生物の貴重な生息場所として大切に保全する
- ② 緑を守りつつレクリエーションなどの場として活用できるようにする
- ③ 林業などの生産活動の場として有効的に活用する
- ④ 保全や活用よりも開発等を優先する
- ⑤ わからない

(3) 大分市の「街路樹」についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。
(該当するものに1つ〇印をつけてください)

- ① 街の中の大切な緑として計画的に街路樹を増やしていく
- ② 街路樹は必要であるが、落ち葉などの管理が大変なので減らしていく
- ③ 定期的な植え替えを行い、美しい街路樹景観を維持する
- ④ 特に必要と思わない(現状程度で十分である)
- ⑤ 街路樹は必要ないので無くすべきである
- ⑥ わからない

(4) 「市街地の緑化」についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。
(該当するものに1つ〇印をつけてください)

- ① 公共施設、民有地を含め全市的に緑化を進める
- ② 道路や公園などの公共施設を中心に緑化を進める
- ③ 住宅地周辺や敷地内など民有地を中心に緑化を進める
- ④ 河川と一体となった公園や緑地の整備を進める
- ⑤ 維持管理を適切に行い保全する
- ⑥ 特に必要と思わない(現状程度で十分である)
- ⑦ わからない

(5) 特に守り育てる必要があるものはどのような緑だと思いますか。

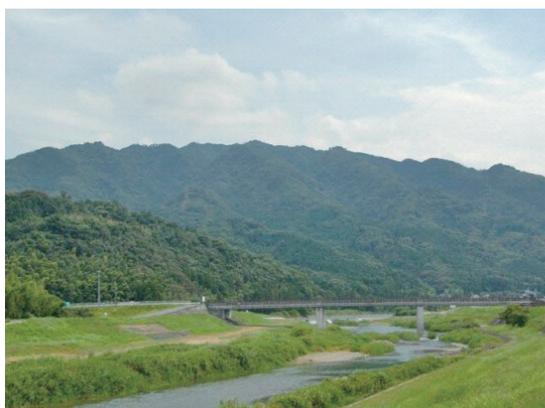
(該当するものに3つ〇印をつけてください)

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| ① 公園の緑 | ② 街路樹など道路の緑 |
| ③ 河川・海岸などの水辺の緑 | ④ ^{いけがき} 生垣、庭木など住宅地の緑 |
| ⑤ 田畑の緑 | ⑥ 工場、企業地の緑 |
| ⑦ 社寺仏閣や自然林などの伝統的な緑 | ⑧ 学校や病院などの公共公益施設の緑 |
| ⑨ 貴重な動植物の生息・生育する緑 | ⑩ 森林の緑 |
| ⑪ その他 (_____) | |

(6) 多様な生物の生息環境を確保するために、どのような取り組みを進めることが望ましいと思いますか。(該当するものに3つ〇印をつけてください)

- ① 森林や河川などの自然環境の保全
- ② 市街地での生息環境の創出
- ③ 里地里山環境の保全 (※)
- ④ 外来生物による生態系への影響の防止
- ⑤ 絶滅の恐れがある希少な動植物の保全
- ⑥ 市民や市民活動団体、事業者が行う自然保護活動への支援
- ⑦ 多様な生物の生息環境を確保・保全するためのルールづくり
- ⑧ 自然観察会や講演会などの学習機会の充実及び市民への周知
- ⑨ わからない

※里地里山とは、山地と都市との中間にある、農地、ため池、樹林地、草原など多様な自然環境を有する地域。



生物の生息地となっている水辺の緑



緑豊かな森林

5 大分市の緑を増やしていくための推進体制や、緑の管理についておたずねします。

(1) 「緑化の推進」はどのようにして進めるのが望ましいと思いますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- ① 行政主導で進めていく
- ② 市民主導で進め、行政が必要な支援を行う
- ③ 行政と市民が役割分担をして協力して進めていく
- ④ 特に必要と思わない
- ⑤ わからない

(2) 緑の管理にかかる費用の増大に対してどのように対処するのが望ましいと思いますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- ① すべて行政の負担とする
- ② 市民によるボランティア活動などで補う
- ③ 市民が応分の費用を負担する
- ④ 市民によるボランティア活動や費用負担をあわせて行う
- ⑤ わからない

(3) 市街地における緑化の義務化についてどのように思いますか。

(該当するものにすべて○印をつけてください)

- ① 市街地の緑化に向けて積極的に協力していきたい
- ② 市民全体に公平に義務付けられるのであればやむを得ない
- ③ 緑の少ない地区を中心に義務化を進めるべきである
- ④ 緑化は関心のある人が自主的に行えばよく特に義務化の必要はない
- ⑤ わからない

(4) 里地里山などを管理する森林ボランティアへの参加についてどのように思いますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- ① 森林の管理についてすでに参加している
- ② 行政などでのイベントがあれば積極的に参加・協力していきたい
- ③ 参加したいが余暇時間、年齢、体力等を考えると困難である
- ④ 現在は関心がない
- ⑤ わからない

(5) 緑に関する関心や活動を広げていくには、どのような取り組みを行っていくことが必要だと思いますか。(該当するものにすべて○印をつけてください)

- ① シンポジウムや講演会などを行う
- ② イベントや行事を行い、緑の活動について十分に広報する
- ③ 市民グループを組織して、自主的な研究や活動を行う
- ④ 特に行う必要はない
- ⑤ その他 (_____)
- ⑥ わからない

(6) あなたと緑の関わりについて、あなたが現在やっていること、または今はやっていないが、これからやってみたいことはありますか。(該当するものにすべて○印をつけてください)

- ① 地域の花づくりなどの緑化活動
- ② 森林の保全活動
- ③ 公園や街路樹の清掃など
- ④ 自宅で草花の植付け等のガーデニング
- ⑤ 園芸などの勉強会・講習への参加
- ⑥ 河川的环境保全活動への参加
- ⑦ まちの緑化のための募金への協力
- ⑧ その他行っている活動や、今後行ってみたい活動
(_____)
- ⑨ わからない

(7) 住宅地等の緑化を進めるために、どのような助成制度(※)が必要だと思いますか。(該当するものにすべて○印をつけてください)

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| ① 新築時の記念樹の配布 | ② 生垣 <small>いけがき</small> の設置に対する助成 |
| ③ 建物の壁面への緑化に対する助成 | ④ 外部から見える場所の緑化に対する助成 |
| ⑤ 建物の屋上への緑化 | ⑥ 花壇の設置に対する助成 |
| ⑦ わからない | ⑧ その他 (_____) |

※緑化の助成制度とは、市内の緑化を推進するため、費用等を助成することです。

(8) 門松カードを毎年配布しております。門松カードを使用していますか。(該当するものに1つ○印をつけてください)

- ① 今も使っており、今後も使いたい
- ② 今は使っているが、今後は使わない
- ③ 使っていない



門松カード

2 用語集

あ 行

○運動公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、都市住民全般を対象に主として運動のために利用することを目的とした公園。都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館等を適宜配置するものとされている。

○エコロジカルネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海等)がつながる生態系のネットワーク。核となる地域(コアエリア)、外部との相互影響を軽減するための緩衝地域(バッファゾーン)、生物が分散や移動して個体群が交流し、種や遺伝的な多様性を増すため、これらの生息地をつなげる回廊(コリドー)を適切に配置し保全することが大切と考えられている。

○近隣公園

近隣に居住する者を利用の対象とし、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、2haを標準として設置される。

○広域公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、主として一つの市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とした公園。広域公園の設計にあたっては、住民の週末型の屋外レクリエーション需要の実態を十分考慮して、多様性を有する各種のレクリエーション施設を有機的に配置するものとされている。

○公園愛護会

公園の清掃・除草活動等を行う自治会、子ども会、老人会等により公園ごとに設立された組織

か 行

○街区公園

都市計画で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。街区内の居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、1カ所あたり面積0.25haを標準として設置される。

○開発許可制度

都市計画法における開発行為に対する許可制度のことをいう。開発行為をしようとする者は、中核市の長の許可を受けなければならない。

○環境負荷

エネルギー消費や二酸化炭素、廃棄物の排出など社会経済活動がもたらす環境への影響、その量。

○緩衝緑地

都市計画で大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、もしくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的として、公害、災害発源地域と背後の一般市街地とを分離遮断するために設けられる緑地。

○郷土の緑保全地区

大分市緑の保全及び創造に関する条例に基づき、環境保全、レクリエーション、防災、景観保全を目的に、緑の存する地区を郷土の緑保全地区として指定することができる。緑保全地区内において、建築物等の新築、改築又は増築、宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立て又は干拓をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

さ 行

○里山

人里周辺の低山や丘陵。燃料・肥料・食料・生活資材等の調達などに必要な樹林で農地に続く森林、たやすく利用できる森林。都市周辺の低山や丘陵も含まれる。植生からみると、樹木林・アカマツ林などの各種二次林・小規模なスギ・ヒノキ植林・竹林などがある。

○市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

○市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

○市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として、農作業用に供するよう農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

○市民緑地

市民緑地とは、土地又は人工地盤、建築物その他の工作物に設置される住民の利用に供する緑地又は緑化施設をいう。市民緑地には、地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)が土地等の所有者と契約を締結して設置管理する市民緑地(市民緑地契約制度)と、民間主体が市区町村長による認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置管理する市民

緑地(市民緑地設置管理計画の認定制度)がある。これらの制度は、土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地又は緑化施設として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することを目的としているものである。

○住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

○重要群落

「大分市の植生」において選定された、植生の自然度が高い自然植生、半自然植生であり、また学術上貴重かつ自然資源として価値が高い植物群落である。

○重要湿地500

生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に、日本で500カ所選定されています。保護区の設定や開発案件における保全上の配慮を促す基礎資料として活用され、重要な湿地の保全を推進する役割を果たしてきました。大分市では、1カ所の重要湿地が選定されています。

○総合公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、都市住民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。総合公園の設計にあたっては、休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的かつ有機的に配置するものとされている。

た 行

○地区計画等緑化率条例

地区計画等の区域(「地区計画」、「防災街区整備地区計画」又は「沿道地区計画」)において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域を対象とし、その最低限度を良好な都市環境の形成を図るための緑化推進の観点から、建築物の新築等に関する制限として条例で定め、一定割合以上の緑化を義務づけることができる制度である。

○地区公園

近隣の上位のコミュニティ単位である地区を利用圏域として設けられる公園であり、普通4近隣住区単位が集合した地区(社会的、経済的生活行動の圏域あるいは文化的、精神的な連帯意識などによって分割される地域)を配置の基礎単位とする。地区公園は、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのために設けられる公園であるが、都市規模、人口密度などによっては総合公園、運動公園の機能を持つ場合がある。また、震災・火災などの災害時に避難中継基地となる。徒歩圏内に居住する者が容易に利用

することができるように配置し、その敷地面積は4haを標準とする。

○特殊公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園でその目的に即し配置する。

○特定植物群落

環境省が行った「自然環境保全基礎調査」において全国の多様な植物群落の中から選定した地域の代表的、典型的、希少な植物群落である。

○特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に規定される地区で、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

特別緑地保全地区に指定されると建築物その他工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成等が規制されるため、土地所有者の土地利用に著しい支障をきたす場合、都道府県、市町村等がその土地を買入れることとなる。都市計画区域内の緑地で、以下のいずれかに当たる区域は、地区に定めることができる。

- ▷ 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ▷ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- ▷ 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
 - ・風致又は景観が優れているもの
 - ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

○都市基幹公園

主として一の市町村の区域内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

○都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

○都市公園

都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を越えるよう

な広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るための閣議決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。

○都市緑地法

「緑の基本計画」の根拠法である都市緑地法は、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律である。都市における緑地の保全及び緑化の推進にあたっては、都市計画制度、都市公園制度その他都市における自然的環境の整備又は保全を目的とする制度に加えて、都市緑地法に基づく制度を総合的かつ計画的に活用していくことが重要である。

な 行

○農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件及びその動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であることなどの要件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域。

○日本の重要湿地500

生物多様性の観点から選定した日本の重要な500箇所の湿地。

は 行

○ヒートアイランド現象

地表面の被覆域の人工化（建物、道路等）、緑の減少や、多様な産業活動や社会活動に伴う熱の排出などが原因となり、都市の気温が周辺に比べて高くなる現象。

○風致公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、良好な水辺地、樹林地の自然環境が残されている土地や、歴史的に意義深い土地などを一体として取り込んだ公園。

○風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地を含む良好な自然環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区。

○保全配慮地区

都市緑地法第4条第2項第6号に定められている地区で、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産

緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区である。「緑の基本計画」には、当該地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項を定めることができる。また、当該地区は、緑地の現状、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市民緑地や条例による保全措置等により緑地の保全を図るべき必要があると認められるものについて定めることが望ましい。

ま 行

○ミティゲーション

事業の計画段階から環境への影響を回避、最小化、軽減あるいは代償措置を図るといった環境保全措置。

○モニタリングサイト

日本の様々な生態系の動向を把握するため、基礎的な環境情報を長期に継続して収集する場所。このうち一般サイトでは、市民が調査主体となって、自ら選択した一部の調査項目についてボランティアで調査を実施している。

ら 行

○立体都市公園制度

緑とオープンスペースが少なく都市公園の整備の必要性が高い一方、他の目的による土地利用の必要性も高い市街地の中心部等において、土地の有効利用と都市公園の効率的な整備を図るため、他の施設と都市公園との立体的土地利用を可能とする制度。

○緑化地域

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある区域について、市区町村が都市計画に緑化地域を定め、敷地面積が一定の規模以上の建築物の新築・増築について緑化率の最低限度の規制を行うものである。緑化率とは、敷地面積に対する緑化施設の面積の割合である。

○緑化重点地区

都市緑地法第4条第2項第8号に規定される「緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことで、計画の目標を具体化するため、緑化の推進を優先的、重点的に行うモデルとなる地区のこと。このことにより、他地区や都市全体へ効果的、効率的に緑化を推進していくことが可能になる。

緑化重点地区の対象地区

- ▷ 都市のシンボルとなる地区
- ▷ 緑の少ない地区
- ▷ 風致の維持・創出が特に重要な地区
- ▷ その他、緑化推進に対し住民意識が高い地区

○緑視率

日常生活の実感として捉えられる緑の量として、特定方法で撮影した写真の中に占める緑の割合。

○緑地協定

都市緑地法第45条に基づく制度で、都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度である。

協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、保全する樹木の場所、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

○緑地保全・緑化推進法人制度

緑地保全・緑化推進法人制度(みどり法人制度)は、民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進を図る観点から、NPO法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は指定対象法人について市区町村長がこれを指定し、管理協定に基づく緑地の管理主体、市民緑地の設置・管理主体、緑地の買入れ・管理主体等として位置付け、また、当該買入れ業務の一環として特別緑地保全地区内の土地の買入れ・管理主体としても位置付ける制度である。

○緑地保全地域

都市緑地法第5条に規定される制度で、都市計画区域内及び準都市計画区域内において、里地・里山など比較的広域的な見地から緑地を保全するため、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。緑地保全地域は、都市計画法における地域地区として、都道府県、市区町村が定める。

○緑地率

特定区域に占める緑地の割合。緑地には施設緑地と地域性緑地があり、施設緑地は、都市公園や、河川緑地などの公共公益施設緑地、民間施設緑地、地域性緑地は、自然公園、保安林、風致地区などの法によるものや、郷土の森保全地区などの条例によるもの、緑地協定などの協定によるものである。

○緑被率

特定区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農耕地・水辺地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称。

○歴史公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、文化財等の保護・活用を図り、歴史公園にふさわしい環境が形成されるよう必要な修景施設等を配置することとされている。

3 策定までの経過

年 月 日	内 容
平成28年 6月14日 (火)	大分市緑の政策審議会 平成28年度第1回審議会
平成28年 7月～平成29年 3月	緑の現況調査
平成28年 8月 2日 (火) ～7日 (日)	ヒートアイランド現象調査 (41箇所での気温調査)
平成28年 7月15日 (金)	大分市緑の基本計画庁内検討委員会「第1回検討委員会」並びに「第1回幹事会」合同会議
平成28年10月 4日 (火)	大分市緑の基本計画庁内検討委員会 第1回作業部会
平成28年11月28日 (月)	大分市緑の基本計画検討委員会 第1回委員会
平成29年 2月28日 (火)	大分市緑の政策審議会 平成28年度第2回審議会
平成30年 2月 1日 (木)	大分市緑の基本計画庁内検討委員会 第2回作業部会
平成30年 2月22日 (木)	大分市緑の基本計画庁内検討委員会「第2回検討委員会」並びに「第2回幹事会」合同会議
平成30年 3月 1日 (木)	大分市緑の基本計画検討委員会 第2回委員会
平成30年 4月27日 (金) ～ 5月31日 (木)	アンケート調査の実施
平成30年 6月25日 (月)	大分市緑の基本計画庁内検討委員会 第3回作業部会
平成30年 7月11日 (水)	大分市緑の基本計画検討委員会 第3回委員会
平成30年 8月 6日 (月)	大分市緑の基本計画庁内検討委員会 第4回作業部会
平成30年 8月29日 (水)	大分市緑の基本計画検討委員会 第4回委員会
平成30年 9月18日 (火)	大分市緑の基本計画庁内検討委員会 第5回作業部会
平成30年10月 3日 (水)	大分市緑の基本計画庁内検討委員会 第3回幹事会
平成30年10月10日 (水)	大分市緑の政策審議会 平成30年度第1回審議会
平成30年10月16日 (火)	大分市緑の基本計画検討委員会 第5回委員会
平成30年11月 7日 (水)	大分市緑の基本計画庁内検討委員会 第6回作業部会
平成30年11月29日 (木)	大分市緑の基本計画検討委員会 第6回委員会
平成30年12月18日 (火)	大分市緑の基本計画庁内検討委員会「第3回検討委員会」並びに「第4回幹事会」合同会議
平成30年12月26日 (水)～ 平成31年 1月25日 (金)	市民意見公募 (パブリックコメント)
平成31年 2月18日 (月)	大分市緑の基本計画庁内検討委員会「第4回検討委員会」並びに「第5回幹事会」合同会議
平成31年 2月25日 (月)	大分市緑の政策審議会 平成30年度第2回審議会
平成31年 3月 4日 (月)	大分市緑の基本計画検討委員会 第7回委員会
平成31年 3月19日 (火)	大分市緑の基本計画検討委員会から市長への提言
平成31年 3月29日 (金)	大分市緑の基本計画の策定・公表

4 委員名簿

大分市緑の基本計画検討委員会名簿

分野	氏名	所属等	備考
学識経験者 2名	須股 博信	NPO法人 大分環境カウンセラー協会 理事	
	小林 祐司	大分大学 理工学部 教授	
関係機関 の代表者 3名	工藤 雄一 (H28.7~H29.3)	国土交通省 大分河川国道事務所 調査第一課 課長	
	吉田 美幸 (H29.4~H31.3)		
	渡辺 輝光 (H28.7~H30.3)	大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 課長	
	豊田 源太郎 (H30.4~H31.3)		
	藤崎 裕司 (H28.7~H30.3)	大分県 土木建築部 公園・生活排水課 課長	
	島津 恵造 (H30.4~H31.3)		
関係団体 の代表者 9名	二村 沢行	NPO法人 アイラブグリーン大分	委員長
	武石 弘志	NPO法人 アシスト・パル・オオイタ	
	鬼塚 隆子	NPO法人 グリーンインストラクターおおいた	
	葛西 満里子	NPO法人 緑の工房ななぐらす	副委員長
	是永 叔宏 (H28.7~H30.8)	一般社団法人 日本造園建設業協会 大分県支部	
	栗木 康一 (H30.8~H31.3)		
	渡邊 周平	一般社団法人 大分県造園建設業協会 中支部	
	幡東 孝則	一般財団法人 日本造園修景協会 大分県支部	
	竹尾 憲和 (H28.7~H30.8)	公益社団法人 大分県建築士会 大分支部	
	伊藤 憲吾 (H30.8~H31.3)		
井上 博隆	一般社団法人 大分県宅地建物取引協会 大分支部		
市民の代表 5名	池松 信子	一般市民(市民公募)	
	大津 悦子	一般市民(市民公募)	
	柏木 工	一般市民(市民公募)	
	加藤 俊一	一般市民(市民公募)	
	宗安 宏	一般市民(市民公募)	
計19名			



5 庁内組織

大分市緑の基本計画庁内検討委員会組織表

庁内検討委員会							
役職	職	役職	職	役職	職	役職	職
委員長	副市長	副委員長	都市計画部長	委員	総務部長 企画部長 財務部長 市民部長 子どもすこやか部長 環境部長	委員	商工労働観光部長 農林水産部長 土木建築部長 教育部長 上下水道局上下水道部長 消防局長

幹事会							
役職	職	役職	職	役職	職	役職	職
幹事長	公園緑地課長	幹事	都市計画課長 まちなみ企画課長 都市交通対策課長 開発建築指導課長 まちなみ整備課長 総務課長 防災危機管理課長 企画課長 市長室長 スポーツ振興課長 管財課長	幹事	市民協働推進課長 子ども企画課長 環境対策課長 ごみ減量推進課長 清掃施設課長 商工労政課長 農政課長 生産振興課長 林業水産課長 土木管理課長 道路建設課長	幹事	道路維持課長 河川課長 建築課長 住宅課長 学校教育課長 学校施設課長 社会教育課長 文化財課長 上下水道局経営企画課長 消防局総務課長

大分市緑の基本計画

2019年(平成31年)3月

編集・発行

大分市都市計画部公園緑地課

大分市荷揚町2番31号

TEL 097-534-6111(代表)



柞原八幡宮のクス
(国指定天然記念物)